

令和5年2月21日

大津町長 金田 英樹 様

大津町立大津幼稚園民営化に係る事業者選定委員会
委員長 佐方 美紀

大津町立大津幼稚園民営化に係る移譲先事業者の選定について（答申）

令和4年10月26日付け大子第678号で諮問のありました大津町立大津幼稚園民営化に係る移譲先事業者について、下記のとおり選定しましたので答申します。

記

1 法人名

社会福祉法人まどか会

2 選定方法等

別添「大津町立大津幼稚園民営化に係る移譲先事業者選定結果」のとおり

大津町立大津幼稚園民営化に係る
移譲先事業者選定結果

令和5年2月21日

1. 選定委員会の開催状況

令和4年10月26日(水)から令和5年2月17日(金)の間、下記のとおり大津町立大津幼稚園民営化に係る事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を開催した。

	日時	内容
第1回	令和4年10月26日(水) 10時から	・公立保育等再編方針について ・民営化のスケジュールについて ・募集要項について
第2回	令和4年12月22日(木) 10時から	・選定方法及び評価基準について
第3回	令和5年 2月17日(金) 9時から	・プレゼンテーション審査 ・移譲先事業者の選定について

2. 移譲先事業者の募集

大津町立大津幼稚園移譲先事業者の募集については、「大津町立大津幼稚園民間移譲に係る運営法人募集要項」に基づき、選定委員会の事務局である大津町健康福祉部子育て支援課が下記のとおり行った。

(1) 申込書類の配布

期間：令和4年12月27日(火)から令和5年2月2日(木)まで

場所：大津町健康福祉部子育て支援課(町のホームページでも入手可能)

(2) 現地説明会

日時：令和5年1月20日(金) 15時から

場所：大津町立大津幼稚園

- ・応募資格として、現地説明会への原則参加とした

(3) エントリーシート受付

期間：令和4年12月27日(火)から令和5年2月2日(木)まで

場所：大津町健康福祉部子育て支援課

- ・エントリーシートの提出がない場合、公募への参加不可

(4) 提出書類受付

期間：令和4年12月27日(火)から令和5年2月8日(水)まで

場所：大津町健康福祉部子育て支援課

3. 移譲先事業者の主な応募資格

大津町、阿蘇市、菊池市、菊陽町、熊本市、合志市、西原村、益城町において認定こども園、認可幼稚園又は認可保育所の施設運営を令和4年4月1日時点で1年以上行っている学校法人又は社会福祉法人であること。

4. 移譲先事業者の応募状況

令和4年12月27日(火)から令和5年2月8日(水)までの間で申込受付を行ったところ3法人から応募があった。

5. 移譲先事業者の選定

(1) 選定方法

募集要項6.(2)に基づき、提出された書類及びプレゼンテーションにより審査及び別に定める選定基準に基づき採点を行い、最高点となった法人を移譲先事業者として選定した。

(2) 最低基準点

900点(総合得点1,500満点の6割)

(3) 審査結果

最高得点法人：社会福祉法人まどか会(法人所在地：阿蘇市一の宮町手野1030番地)

得点：1,132点(3社平均得点 1,075点)

6. 選定結果

5.(3)の審査結果により、社会福祉法人まどか会が最高得点を獲得していることを確認した。

よって、選定委員会として、社会福祉法人まどか会を大津町立大津幼稚園民営化に係る移譲先事業者として選定することとした。

<添付書類>

- 1 大津町立大津幼稚園民営化に係る移譲事業者選定委員会委員名簿
- 2 大津町立大津幼稚園民間移譲に係る運営法人募集要項
- 3 移譲先事業者選定に係る審査要領
- 4 審査基準表
- 5 大津町立大津幼稚園民営化に係る事業者選定委員会設置条例

大津町立大津幼稚園民営化に係る事業者選定委員会委員名簿

番号	分野	氏名	職名等
1	学識経験を有する者	関 智弘	熊本県立大学
2	法人の経営に関し専門的知識を有する者	佐々木 浩二	中小企業診断士
3	教育及び保育関係者	村上 小百合	大津保育園長
4	地域を代表する者	太田 昭子	大津町民生委員児童委員協議会
5	地域を代表する者	源川 貞夫	大津町区長会
6	公立幼稚園の園長	坂本 ユミ	大津幼稚園長
7	公立幼稚園の保護者代表	出口 愛里香	大津幼稚園保護者
8	行政関係者	佐方 美紀	副町長
9		藤本 聖二	総務部長
10		羽熊 幸治	教育部長
11		坂本 光成	健康福祉部長

大津町立大津幼稚園
民間移譲に係る運営法人募集要項

令和4年12月

大津町

目次

1 募集の趣旨	2
2 募集の概要	2
3 応募資格	2
4 移管条件	4
5 応募手続き	8
6 運営予定事業者の決定等	11
7 選定後の手続き等	12
8 その他	12

1. 募集の趣旨

大津町では、公立・民間ともに保育の質を確保し、多様な保育ニーズに対応しつつ段階的に民間と公立の認定こども園を整備するため、令和4年3月に策定した「大津町公立保育等再編方針」に基づき町立幼稚園の民営化を進めています。

つきましては、大津町立大津幼稚園（以下「大津幼稚園」という。）を引き継いで、新たに幼保連携型認定こども園を、令和6年4月より設置・運営する事業者の公募を行います。

2. 募集の概要

大津幼稚園の建物及び土地等を活用し、事業者が追加で施設整備を行い、幼保連携型認定こども園として運営を行うこと。

(1) 建物等の概要

名称	大津町立大津幼稚園
所在地	大津町大字室365番地
延床面積	884.37㎡
園舎の建築時期	平成5年3月30日
園舎の構造	鉄筋コンクリート造 平屋建

(2) 土地等の概要

敷地面積	6,253㎡
用途地域	第1種住居地域 (都市計画区域内市街化調整区域外)
建ぺい率	60%
容積率	200%
(防火・準防火地域 準防火地域)	なし
下水道	公共下水道

3. 応募資格

次の全てを満たす者とします。

- (1) 幼児教育・児童福祉に対する高い理念と知識・経験を持ち、保護者をはじめ地域に開かれた認定こども園の開設を目指す、私立学校法（昭和24年法律第270号）の規定により設立された学校法人又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定により設立された社会福祉法人であること。
- (2) 大津町、阿蘇市、菊池市、菊陽町、熊本市、合志市、西原村、益城町において認定こども園、認可幼稚園又は認可保育所の施設運営を令和4年4月1日時点で1年以上行っている学校法人又は社会福祉法人であること。

- (3) (2)の施設について、直近に実施された所管庁の監査、指導検査等において、文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の取り扱いとする。
- (4) 認定こども園の年間事業費の1/2分の1以上に相当する資金を普通預金等により保有していること。
- (5) 事業者が国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 事業者が会社再生法及び民事再生法等により更生または再生手続きを開始している法人ではないこと。
- (7) 事業者及びその関係者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は熊本県暴力団排除条例（平成22年条例第52号）第2条第3号又は第4号に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと。
- (8) 事業者及びその関係者に、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴提起された日から2年を経過しない者がいないこと。
- (9) 事業者及びその関係者に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者がいないこと。
- (10) 原則として、大津幼稚園の現地説明会に参加すること。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

4. 移管条件

大津幼稚園の建物及び土地等を活用し、以下の条件にて幼保連携型認定こども園として運営を行うこと。なお、事業者決定後、大津町との協議の上、事業者が追加で調理室、0～2歳児受け入れのための保育室等を整備する必要があります。

(1) 認定こども園の運営について

- ①移管を受けた事業者自らが、幼保連携型認定こども園を運営すること。
- ②移管を受けた大津幼稚園の建物及び土地は、認定こども園以外に使用しないこと。
- ③0～2歳児の受け入れについては、令和7年4月1日開始を基本とする。

(2) 財産の取扱い

①譲渡・貸付日

令和6年4月1日

②財産譲渡・貸付

譲渡金等は指定された口座に指定日までに支払うこと。

支払いが確認できない場合は、決定を取り消します。

ア 建物：有償譲渡 25,400,000円（税抜）

（実際の譲渡時点においてその減価償却を勘案し、変更となる場合あり）

所在地	用途	構造	建築年月	延床面積
大津町大字室365番地	幼稚園	鉄筋コンクリート造・平屋建	平成5年3月	884.37㎡

ただし、移譲先事業者の責任により園舎を建て替える場合は、無償譲渡とします。建て替えについては、1年以内の工事完了を基本とするが、事業者の責に帰さない事由により工事が遅延する場合は、町と協議するものとします。

なお、建物について、自己名義のみで所有権の登記をすることを妨げないが、転貸・転売・譲渡等名目の如何に関わらず、第三者に所有権を移転することはできないものとします。

また、抵当権、根抵当権等名目の如何に関わらず、担保権を設定することはできないものとします。

イ 土地：30年間の有償貸付とする。更新等については、貸付期間満了時に協議をします。

貸付額は、年額1,259,624円とします。

なお、貸付する用地は、現状有姿の引き渡しとします。

また、貸付額は、評価額の見直し等により毎年変更となる場合や、貸付にあたり今後土地の分筆を要することから変更となる場合があります。

ウ 備品及び物品：現状のまま無償譲渡します。ただし、隠れた瑕疵について町は一切の責任を負いません。なお、備品は譲渡前日までに大津幼稚園が所管している備品に限ります。

エ 原状回復

事業終了後は、原状回復することとするが、詳細については、大津町との協議のうえ決定します。

なお、以下条件に違反した時は、貸付契約を解除することができるものとします。

- ・ 大津町の承諾を得ずに土地を目的外の用途に供したとき
- ・ 土地を転貸したとき
- ・ 大津町の承諾を得ずに土地の形状・形質を変更したとき
- ・ 当該借受事業者自らが認定こども園を運営しないとき
- ・ その他契約を継続しがたい重大な背信行為があったとき

(3) 定員について

定員は120名程度とする。(1～3号認定)

次の利用定員を目安に事業者が提案すること。

定員	幼稚園事業	1号認定	5歳児	15人程度	計120名程度
			4歳児	15人程度	
			3歳児	15人程度	
	保育事業	2号認定	5歳児	15人程度	
			4歳児	15人程度	
			3歳児	15人程度	
		3号認定	2歳児	12人程度	
			1歳児	12人程度	
			0歳児	6人程度	

移譲後1年目については、3～5歳の1号認定子ども及び2号認定子どもを受け入れること。

3号認定子どもについては、大津町との協議の上、事業者が同敷地内等に施設整備を行い、受け入れること。但し、最終的な定員設定については、大津町の指導に従うこと。

移行前の利用実績(各年度5月1日付け人数)

年齢区分	認可定員	R2	R3	R4
5歳児	70人	49人	35人	22人
4歳児	70人	31人	26人	31人
3歳児	50人	26人	28人	23人
2歳児	—	—	—	—
1歳児	—	—	—	—
0歳児	—	—	—	—
計	190人	106人	89人	76人

(4) 施設整備について

事業者は、認定こども園の設備及び運営に関する基準等を踏まえ、必要な設備を整備することとします。認定こども園の設置・運営にあたって、増築等施設整備、外構工事、構築物の撤去、備品の設置及び廃棄が必要となる場合は、事業者の負担とします。

なお、令和5年度まで大津幼稚園は公有財産となるため、事業者による施設整備を行うことがで

きません。そのため、認定こども園開所後、調理室及び3号認定子どもの保育室等の設置を義務付けます。

調理室及び3号認定子どもの保育室等の設置にあたっては、大津町と協議のうえ行うものとする。当該施設（増改築部分を含む）及び設備は、事業終了時に事業者が原状に回復する、または町に寄付するものとします。

(5) 管理運営

移譲後の認定こども園の管理運営について、次の条件を付します。

①教育・保育等の内容について

移行前の幼稚園において実施してきた教育・保育、子育て支援及び行事等の内容を基本とし、認定こども園の特徴を生かした運営を行うこと。また、子ども・子育て支援法等関係する法令・通知等を順守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育・保育を行うこと。

②開所時間

午前7時から午後6時まで

教育標準時間については基本15時までとする。（ただし変更となる場合あり）

保育短時間認定については8時から16時までとする。

③開所日と閉所日

開所日…月曜日～土曜日

閉所日…日曜日、祝日、12月29日～1月3日

④特別保育等

就労形態の多様化や環境の変化に伴い、認定こども園で求められる役割はますます大きくなっており、こうしたニーズに対応するため、大津町では特別保育事業等の実施に積極的に取り組んでいる。下記ア～ウについては必ず実施すること。

ア 障がい児保育事業

イ 延長（1時間以上）保育事業

ウ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）

⑤ 給食の実施

主食・副食ともに提供すること（完全給食）を基本とする。ただし、現幼稚園舎には調理室が未整備であるため、開所当初は外部搬入により食事を提供すること。

なお、調理室整備後については、基本的に自園にて調理を行うこと。（自園調理室活用による調理業務の委託も可能）

⑥入園者の継続入園

移管先事業者は、大津幼稚園の入園者が、引き続き入所を希望する場合には当該施設へ入所さ

せるものとする。

⑦保護者との協議について

保護者からの教育・保育内容等に関する意見、要望については、誠意をもって対応すること。
また、移管先事業者決定後は、町が設置する保護者、事業者及び大津町からなる三者協議会において、保護者の意見及び要望の聴取とともに、移管に伴う諸問題の調整を行うこと。

⑧年間行事等について

従前の大津幼稚園における取組については、その内容を尊重し、保護者との協議の上、適切に対応すること。

⑨継続入園児の費用負担について

費用負担については、保護者の負担軽減に留意すること。また、制服や物品などについて、継続入園児は移管前から使用されている制服や物品があることから、原則として移管前から使用されているものを使用するなど、二重の負担とならないように配慮すること。

⑩1号認定子どもの選考基準について

1号認定子どもの入園は、大津町に住所を有する児童を最優先し、最終的な選考基準の設定は大津町の指導に従うこと。

⑪福祉サービス第三者評価について

事業開始後3年以内に福祉サービス第三者評価を受けること。また、その後も定期的な受審に努めること。

⑫引き継ぎに伴う合同保育について

移管予定日までの大津町が指定する引き継ぎ期間において、大津幼稚園職員と移管先事業者による合同保育を行うこと。

⑬大津幼稚園職員の継続雇用

移管先事業者は、大津幼稚園に勤務する会計年度任用職員が引き続き雇用を希望する場合は誠意をもって対応すること。

⑭認定こども園の名称について

認定こども園の名称は、引き受け法人の決定後、大津町と協議のうえ決定するものとする。

⑮その他

・大津町子ども・子育て支援事業計画に掲げる理念・目標の達成に向け、大津町が実施する各種子育て支援施策等を積極的に実施すること。

- ・認定こども園の管理運営にあたっては、周辺住民との協議を十分に行い、理解を得るよう、また連携するように努めること。
- ・認定こども園の事業開始後の状況について、大津町の求めに応じて報告を行うとともに、立ち入り調査の必要が生じた場合は協力すること。
- ・駐車場については、可能な限り敷地内の駐車場で運営すること。

5. 応募手続き

(1) 応募受付期間等

令和4年度	12月27日(火) 1月20日(金) 1月25日(水) 1月30日(月) 2月2日(木) 2月8日(水) 2月中旬頃	エントリーシート、質疑受付開始 現地説明会 質疑受付締切 質疑に対する回答 エントリーシート提出締切 申込書提出期限 プレゼンテーション及びヒアリング 事業者の決定・通知
令和5年度	3月	打ち合わせ 三者協議会(町・事業者・保護者)
令和6年度	4月1日	認定こども園の開所

(2) 申込書等の配布

- ①配布日時：令和4年12月27日(火)から令和5年2月2日(木)まで
8時30分から17時15分まで(正午から13時を除く)
※土曜日、日曜日、祝日は除く
- ②配布場所：大津町役場健康福祉部子育て支援課(役場庁舎1階)
※申込書等はホームページでダウンロードして入手できます。

(3) 質疑受付

- ①質問方法
本公募に関する質問は、Eメールのみ受け付けを行うため、質問票(様式1)をEメールにて送付すること。
- ②質疑受付期間
公募開始から令和5年1月25日(水)17時まで
- ③回答
令和5年1月30日(月)を目途に大津町ホームページに掲載。
- ④Eメール送付先
P.13の【提出・照会先】参照
- ⑤Eメール送付時の注意事項
件名を「【質問】認定こども園公募」とする。

(4) エントリーシートの提出

本要項に基づき公募への参加を希望する法人は、認定こども園設置・運営者公募エントリーシート（様式2）を提出すること。

本エントリーシートの提出がない場合、公募への参加はできないものとする。

- ①提出方法 事前に電話連絡のうえ、原本を1部持参
(郵送・FAX・Eメール等による提出はできないものとする)。
- ②提出期間 令和4年12月27日(火)から令和5年2月2日(木)
9時から17時まで(期限厳守)
- ③提出先 P.13の【提出・照会先】参照

(5) 大津幼稚園現地説明会

応募する事業者は、原則現地説明会に参加すること。

- ①日時 令和5年1月20日(金) 15時から
- ②場所 大津幼稚園
※現地説明会参加者は1法人につき5人以内とします。
※現地説明会以外の日には幼稚園及び周辺への視察はご遠慮ください。
- ③申込方法 「現地説明会参加申込書」を郵送・FAX・メールにて提出
- ④申込期限 令和5年1月13日(金)まで

(6) 提出書類の受付

- ①日時 令和4年12月27日(火)から令和5年2月8日(水)まで(土・日・祝日を除く。)とし、受付時間は9時から17時までとします。
 - ②提出部数：15部(原本1部、副本14部)
 - ③提出先：P.13の【提出・照会先】参照
- ※ 提出日前日までに提出日時を連絡の上、提出書類を持参すること(郵送不可)。
- ※ 提出書類の受付期間中に応募者がなかった場合はその事実を、また選定の結果、該当者なしとなった場合にはその事実を大津町ホームページで公表する。
- ※ 書類提出時の注意事項
- ① 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
 - ② 大津町が必要と認める場合は追加書類の提出を求める場合がある。
 - ③ 提出書類は、様式の定めがある場合を除き、原則として、A4版縦型・横書きで作成すること。(図面等はA3まで)
 - ④ 提出書類については、(7)「提出書類」の順番に並べ番号ごとにインデックスを付けた仕切り紙を挟み、可能な限り両面印刷で統一すること。
 - ⑤ 1部ごとA4フラットファイル(2穴)に綴り、表紙、背表紙に下記のとおり表示すること。

幼保連携型認定こども園設置・運営申請書(法人名)

- ⑥ 提出書類の著作権は応募者に帰属する。
- ⑦ 提出書類は事業者選定の目的以外で応募者に無断で使用しない。
- ⑧ 提出書類は返却しない。
- ⑨ 提出書類は、大津町情報公開条例（平成 15 年条例第 29 号）の規定により、第三者より開示請求があった場合においては開示するものとする。なお、個人情報等の不開示情報についてはこの限りではない。
- ⑩ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き認めない。
- ⑪ 提出書類の提出順に受理票を配布するため、確実に受け取ること。

(7) 提出書類

No	提出書類	備考
1	認定こども園設置・運営希望者申込書	様式3
2	法人の概要	様式4
3	設置者（代表者）履歴書	様式5
4	施設長予定者の履歴書	様式6
5	定款又は寄付行為及び登記事項全部証明書	
6	直近の施設監査結果報告書	複数教育・保育施設を運営している法人は開設日が最も早い施設（同時期に複数ある場合は今回計画する施設と同規模のもの）
7	認定こども園運営の希望理由	様式7
8	認定こども園設置・運営希望調書	様式8
9	開園日・開園時間・定員区分	様式9
10	認定こども園運営計画（1）から（8）	様式10
11	1号認定児童について	様式11
12	保育料以外の保護者負担	様式12
13	開設までのスケジュール	様式任意
14	資金計画書（借入がある場合は、償還計画書も添付）	様式13
15	法人・事業者の予算書（令和4年度分）	様式任意
16	残高証明書等自己資金額を証明できる書類（3か月以内） （市中銀行から借り入れる場合は融資証明書、寄付を受ける場合は寄付確約書も添付）	様式任意

17	決算関係書類（直近3年分） ○社会福祉法人の場合 社会福祉法第59条に規定する書類（貸借対照表、資金収支計算書、財産目録、現況報告書） ○学校法人の場合 私立学校法第47条に規定する書類（貸借対照表、資金収支計算書、収支計算書、事業報告書、監査報告書）	様式任意
18	調理室・保育室整備に係る概算経費がわかる資料	任意
19	企画提案書（プレゼンテーション用資料）	

6. 運営予定事業者の決定等

(1) 運営予定事業者の決定時期
令和5年2月中旬頃（予定）

(2) 運営予定事業者の決定方法等

- ①運営予定事業者は、大津町立大津幼稚園民営化に係る事業者選定委員会（以下、「事業者選定委員会」という。）の審議・答申を経て、大津町長が決定します。
- ②応募締切後、応募された法人名を町のホームページで公表します。
- ③選定は、提出された書類及び応募法人の代表者等によるプレゼンテーションにより行います。プレゼンテーションは30分以内とし、プレゼンテーションの後、質疑応答を行う（プレゼンテーションを含め60分程度）。プレゼンテーションの順番については、応募書類の提出順とします。
- ④プレゼンテーションの出席者は5人以内としますが、新型コロナウイルス感染症の影響で変更になる場合があります。また、法人の代表者（設置者）及び施設長予定者は可能な限り出席してください。
- ⑤選定は、選定委員会において別に定める選定基準に基づき採点を行い、最高点となった法人を選定します。
- ⑥参加事業者が1法人の場合、選定委員会において採点を行い、別に定める基準点を満たしていることを条件に選定します。

(3) 結果通知

決定の結果については、郵送等にて応募者全員に通知します。また、決定後は町のホームページで公表します。

(4) 運営予定事業者決定の取り消し等

- ①運営予定事業者の資金計画において、国及び大津町等の建設経費の助成を見込んでおり、設置・運営者の責によらない事由により建設経費の助成が受けられない場合は、運営事業予定者からの申し出により、決定を取り消すことがあります。

②認定こども園の設置・運営が困難と大津町が判断した場合は、運営予定事業者と協議のうえ、決定を取り消すことがあります。

③下記に該当する場合、選定委員会による審議を行うことなく運営予定事業者を失格とします。

また、審査結果通知後に判明した場合であっても結果を取り消し、失格とします。

ア 運営予定事業者の決定の前後に、運営予定事業者が審査選定委員会の委員に直接・間接を問わず連絡を求め、または接触した場合、そのほか町民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合

イ 応募書類の内容に、重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合

ウ 上記のほか、大津町長が不適切と認めた場合

7. 選定後の手続き等

(1) 移管及び運営に関する基本協定の締結

運営予定事業者の選定後、提案された事業を確実に実施していただくため、町と運営予定事業者との間で移管に関する基本協定を締結し、順守していただきます。

(2) 建物及び土地に関する契約の締結

建物等の譲渡契約及び土地使用の賃借契約を締結します。

8. その他

(1) 都市計画法による用途変更増改築の許可を要し、申請に要する費用はすべて事業者の負担とすること。

(2) 施設整備において、騒音、振動等環境対策並びに他工事との工程調整等に十分配慮し、事業者の責任において対策を講じること。

(3) 提案の実施にあたっての関係機関・団体との調整については、事業者の責任において行うこと。

(4) 事業者選定後も、諸手続き等で連絡調整を密に行う必要があるため、大津町との協議に速やかに対応できる体制を整えること。

(5) 事業者選定後、選定委員会での意見等も踏まえ、より円滑な認定こども園運営に向けて、必要に応じて計画内容を変更する場合もある。

(6) 本公募による選定は、当初より定員数までの子どもの利用を保証するものではない。

【提出・照会先】

〒869-1233

熊本県菊池郡大津町大字大津1233番地

大津町役場健康福祉部子育て支援課入園支援係

電話：096 - 293 - 5981 FAX：096 - 292 - 1234

E:mail：kosodateshien@town.ozu.kumamoto.jp

移譲先事業者選定に係る審査要領

1. 審査区分

(1) 事務局審査

【審査内容】

- ・ 応募資格や施設・設備に関する状況などの関係法令への基準適合性
→適否のみ審査
- ・ 保育所等の運営実績（5点満点）

(2) 委員審査

①保育内容等（②資金計画以外）[全委員]（135点満点）

【審査内容】

- ・ 職員の配置・処遇に関する状況や保育内容、保護者の負担軽減や給食・調理等の状況など

②資金計画[財務担当委員]（10点満点）

【審査内容】

- ・ 当面の資金の確保状況や今後の経営計画

2. 審査方法

(1) 基本的事項

- ・ 「天津町立天津幼稚園移管先事業者 選定評価表」に基づき、評価点の最も高い者を選定する。

【評価点の考え方】

- ・ 各委員の評価点の合計得点を各事業者の評価点とする。

(2) その他

- ・ 事務局審査の時点で、募集要項に記載する応募資格等及び関係法令に定める基準を満たしていない場合は失格とする。
- ・ 評価点と同点の場合は、資金計画に関する評価点（10点分）以外の最上位の評価点と最下位の評価点を除いたものの合計点と資金計画に関する評価点を合算した点を比較し、最も高い点の者を選定する。
- ・ 総合得点（1500点満点）の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない場合は選定対象としない。
- ・ 「天津町立天津幼稚園移管先事業者 選定評価表」中の審査項目について、提出書類やプレゼンテーションで示されていない場合は、その項目を0点とする。
- ・ その他想定されない状況が生じた場合にあっては、適宜、選定委員会及び天津町において協議を行う。

3. 審査・選考当日の日程

(1) 事前打ち合わせ

- ・ 日程（タイムスケジュール）や審査項目の確認等を行う。

(2) プレゼンテーション・質疑

- ・ 各応募事業者によるプレゼン及び質疑を行う。

次第	内容	時間
①プレゼンテーション	・事業者がプレゼンテーションを実施。	30分
②質疑	・プレゼンを受け、委員は事業者に対して質疑を行う。 ・なお、適宜、審査（採点）を行う。	30分
③採点及び休憩	上記内容に対して採点を行う。	10分
④事業者交代	以降、応募者ごとに①～③を繰り返す。	

(3) 審査・集計・選定・講評

- ・ 各審査項目について最終的な審査（採点）を行い、当該審査結果を事務局が集計する。
- ・ 集計の結果、評価点の最も高い者を選定する。
- ・ 各委員による講評を行う。

4. 選定に係る留意事項

(1) 応募事業者からの接触について

- ・ 応募事業者（応募事業者以外の第三者を含む。）が、選定委員会の委員及び大津町の職員に直接・間接を問わず、民営化に関して、連絡を求め又は接触した事実が確認された場合は、当該応募事業者は審査を行うことなく失格となります。（決定された場合であっても、結果を取り消し、失格とする）

(2) 選定に係る情報公開について

- ・ 今後、選定が終わりましたら、選定結果のほか、選考委員会での「議事録（委員名、事業者名、選定されなかった法人に関する部分を除く）」を町のホームページ等で公開することとしております。

大津町立大津幼稚園移管先事業者 選定評価表

No.	区分	審査項目	配点	
1	応募資格や施設・設備に関する状況	応募資格	応募資格をすべて満たしているか。	
2		保育室等の面積、必要な設備の確保	保育室の面積や職員配置は適正となっているか。	
3		開所時間、定員区分	開所時間(1号～3号)は適切か。また、定員区分は町の要望に沿って設定されているか。	
4	法人の概要	保育所等の運営実績	認可保育所や認定こども園を3年以上運営しているか。	5
5	経歴	施設長の経歴	施設長予定者は経歴が十分であり、教育・保育に対するビジョンや熱意があり適任であるか。	5
6	教育・保育内容	教育・保育理念、教育・保育方針	大津幼稚園の教育・保育を基本とし、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえ、具体的に示されているか。	5
7		年間行事	年間行事は、大津幼稚園の行事内容を尊重するとともに、適正な行事数が予定され、魅力的なものとなっているか。	5
8		ディリープログラム	ディリープログラムは、すべての園児が、安定した生活を送り、充実した生活が送れるよう配慮した内容になっているか。	5
9		延長保育	職員のローテーション等実施体制について、具体的に示されているか。	5
10		障がい児保育、一時預かり等	「障がい児保育」、「一時預かり」の実施について、具体的に示されているか。	5
11	給食・調理等	給食、おやつ及び離乳食の計画	給食、おやつ及び離乳食の計画が具体的に示されており、魅力あるものになっているか。	5
12		アレルギー疾患をもつ子どもへの対応	アレルギー疾患をもつ子どもへの対応方法について、具体的に示されているか。	5
13	保護者との連携	保護者に対する支援	保護者に対する子育て支援策が、具体的に示されているか。	5
14		保護者との連絡・意見聴取等	保護者との連絡方法や保護者からの要望、また苦情に対する対応策が、具体的に示されているか。	5
15	職員	職員配置	職員配置計画は、職員に過剰な負担をかけることのない、適正な配置となっているか。	5
16		実務経験	保育教諭等は、教育・保育等の実務経験が豊富であり、施設全体として質の高い教育・保育提供が期待できるか。	5
17		職員の処遇	勤務時間や休暇、給与や福利厚生など、職員の処遇内容が具体的に示されおり、働きやすい環境が整っているか。	5
18		確保の見通し・採用計画	職員配置計画に示されたとおりの保育教諭等の確保の見通しが立っている、具体的な確保の方策が示されているか。	10
19		大津幼稚園職員等の継続雇用	大津幼稚園職員等の継続雇用について、具体的に示されているか。	10
20	地域への貢献、行政施策への協力	近隣住民への対応	施設整備時の近隣住民への対応について誠意を感じられるか。	5
21		地域貢献や行政施策全般への協力	大津町子ども子育て支援事業計画に掲げる理念、目標に対して、これまでの貢献や今後の計画等が示されているか。また、大津町が計画する子育て支援施策に対して、どのような協力・貢献ができるか。	10
22	その他	開設後3～5年間の経営計画	施設整備計画に見通しが立っており、町の意向に沿ったものとなっているか。	5
23		その他アピール	アピールするものに魅力があると思われるか。	5
24	幼稚園部門について	1号認定児童の選考について	選考の方法は適当か(町内居住者を優先しているか)。	5
25		在園児の継続利用について	在園児が継続利用する際に配慮された対応となっているか。	10
26	保護者の負担軽減	上乗せ徴収・実費徴収	保護者に求める実費等徴収等についての考え方が、適正なものとなっているか。	5
27		徴収金額	実費徴収する金額は適正なものとなっているか。	5
28	資金計画	当面の資金	当面の認定こども園運営に必要な資金を十分に確保しているか。	10
29		経営計画	認定こども園運営について安定的な経営の見通しがたっているか。	
30		経営状況	過去3年間の経営状況が安定しているか。	

○大津町立大津幼稚園民営化に係る事業者選定委員会設置条例

令和4年6月16日

条例第19号

(設置)

第1条 大津町立大津幼稚園の民営化にあたり、移譲先事業者を適正に選定するため、大津町立大津幼稚園民営化に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次の各号に規定する事項を審議し、答申するものとする。

- (1) 移譲先事業者の募集要項及び選定基準の策定に関すること。
- (2) 移譲先事業者の審査及び選定に関すること。
- (3) 前号に定めるもののほか、移譲先事業者の選定等に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命した委員11人以内をもつて組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 法人の経営に関し専門的知識を有する者
- (3) 教育及び保育関係者
- (4) 地域を代表する者
- (5) 公立幼稚園の園長
- (6) 公立幼稚園の保護者の代表
- (7) 行政関係者
- (8) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する諮問に係る答申を町長が受けた日までとする。委員が欠員となつた場合における補欠委員の任期も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後、最初の会議は町長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員は、自己若しくは配偶者又は三親等内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。
- 5 会議は、公開とする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、公開しないことができる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、第2条第2号に規定する移譲先事業者の選定に係る答申を町長が受けた日限り、その効力を失う。